

誓約書

平成 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 殿

住 所
商号又は名称 印
代表者の氏名

当社は、今般、鳥取県（以下「県」といいます。）から、（仮称）鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業（以下「本事業」といいます。）への参画に係る検討を目的（以下「本目的」といいます。）として、本誓約書を提出した者に電子媒体の形式にて提供される資料（以下「守秘義務対象資料」といいます。）の提供を受けることを希望します。守秘義務対象資料の提供を受けるに当たっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第1条（利用の目的）

- 1 当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の提供を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。
- 2 当社は、本事業への参加に係る検討という本目的を十分理解のうえ、県に対して、守秘義務対象資料に係る一切の質問を行わないことを約束します。
- 3 当社は、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社が業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。
- 4 当社は、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、県に対して事前の書面による通知を行ったうえで、当社の関連会社（ここでいう関連会社とは当社が出資を受けている親会社、並びに当社の連結子会社及び当社の持分法適用会社を指します。）に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。
- 5 当社は、自らの責任において、前二項の定めにより守秘義務対象資料の全部又は一部の開示を受けた者をして本誓約書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者がかかる義務に違反した場合には、当社が本誓約書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。
- 6 当社は、守秘義務対象資料は、参考のために提供されるものであり、県はその内容の正確性について一切の責任を負わないことを承認します。

第2条（秘密の保持）

当社は、県から提供を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。

第3条（善管注意義務）

当社は、県から提供を受けた守秘義務対象資料に含まれる情報が、県又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、県又は情報提供者の業務又は事業に重大な影響を与える可能性がある情報が含まれることを了解し、守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第4条（個人情報の取扱い）

県から提供を受けた守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令等により県及び当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により県及び当社に要求されるところに従い適切な管理を行うことを約束します。

第5条（損害賠償義務）

当社の本誓約書に違反する行為により守秘義務対象資料が漏洩した場合、当社は、それにより県又は第三者（県に対して守秘義務対象資料を提供した者を含みますがこれに限りません。）に生じた損害を直接賠償することを約束します。

第6条（期間、書類の破棄等）

- 1 当社は、受領した守秘義務対象資料を、平成30年3月31日（以下「期間終了日」といいます。）までに、すべて破棄又は消去することを約束します。なお、本誓約書に基づく守秘義務その他の義務は、期間終了日以降も存続するものとします。
- 2 受領した守秘義務対象資料について、その全部又は一部の複製を行った場合（磁気ディスクその他の媒体への記録を含みます。）、期間終了日までにこれらを破棄又は消去することを約束します。但し、社内決裁資料に守秘義務対象資料に記載された情報が含まれ不可分一体となっている場合、及び、法令等により守秘義務対象資料に記載された情報を保持することが義務付けられている場合は、当社は当該資料・情報等を破棄等することなく、当社において適切に保管することを約束します。

第7条（準拠法、管轄）

- 1 本誓約書は日本法に従って解釈されるものとします。
- 2 当社は、本誓約書に関連する一切の紛争については、鳥取地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以上